

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

輪之内町は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

輪之内町長

公表日

令和5年8月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	<p>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し、保険料に関する申請の受付、及び前記事務に付随する事務等を行う。</p> <p>番号法別表1項番 59 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であり、以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答2. 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(前号に掲げるものを除く。)3. 後期高齢者医療給付の支給4. 一部負担金に係る措置5. 一時差止め6. 保険料の徴収、賦課又は還付 <p>中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム【市町村版】・滞納整理システム・口座システム・宛名管理システム・収納消込システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条第1項、第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の80、82、83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課 福祉係
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 庶務係 岐阜県安八郡輪之内町四郷2530-1 0584-69-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課 庶務係 岐阜県安八郡輪之内町四郷2530-1 0584-69-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	I-3 法令上の根拠	番号法別表第一項番59	番号法第9条第1項、別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条第1項、第2項	事後	
平成29年8月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法別表第二項番80、82	番号法第19条第7号、別表第二の80、82、83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条	事後	
平成29年8月1日	I-5-② 所属長	福祉課長 田中 久晴	福祉課長 菱田 靖雄	事後	
平成29年8月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成29年8月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	I-5-② 所属長の役職名	福祉課長 菱田 靖雄	福祉課長	事後	評価様式の変更
令和1年6月25日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策	※項目なし	※全項目追加	事後	評価様式の変更
令和2年6月19日	II-1 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年6月19日	II-2 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年6月22日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の80、82、83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条	番号法第19条第8号、別表第二の80、82、83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条	事前	法改正に伴う変更 (令和3年9月1日施行)
令和3年6月22日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月2日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	I-1-② 事務の概要	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し、保険料に関する申請の受付、及び前記事務に付随する事務等を行う。 番号法別表1項番 59 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であり、以下を行う。 1. 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 2. 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(前号に掲げるものを除く。) 3. 後期高齢者医療給付の支給 4. 一部負担金に係る措置 5. 一時差止め 6. 保険料の徴収又は保険料の賦課 中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し、保険料に関する申請の受付、及び前記事務に付随する事務等を行う。 番号法別表1項番 59 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であり、以下を行う。 1. 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 2. 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(前号に掲げるものを除く。) 3. 後期高齢者医療給付の支給 4. 一部負担金に係る措置 5. 一時差止め 6. 保険料の徴収、賦課又は還付 中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	事後	令和4年6月データ標準レイアウト改版に伴う変更
令和4年3月10日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の80、82、83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条	番号法第19条第8号、別表第二の80、82、83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2の2	事後	
令和5年8月2日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	
令和5年8月2日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	